

1. 件 名：中国電力株式会社による島根原子力発電所 1号炉及び2号炉において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る認可申請に関するヒアリング（12）
2. 日 時：令和3年5月31日（月）17時05分～18時05分
3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室（音声通話により実施）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門
金岡上席安全審査官、松田安全審査官、鈴木安全審査専門職
中国電力株式会社
電源事業本部 マネージャー（放射線安全）、他5名
5. 要 旨：
標記申請に関して、原子力規制庁は、中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）と以下のとおりヒアリングを実施した。
 - (1) 申請者は、汚染の状況、評価単位、測定単位及び放射能濃度の決定において、汚染のメカニズム、使用の履歴から、汚染の状況が均一であり代表測定単位によって放射能濃度を決定するとしているが、根拠となるデータが不足していると考えられるため、原子力規制庁から、主に以下のコメントを行った。
 - 評価単位における汚染の状況について、汚染の均一性等を示すためにデータの拡充が必要。
 - 狭隘部の汚染について、2点の測定データを示し平面部と同程度としているが、それ以外にも部位や形状の異なる狭隘部が存在するため、データの拡充が必要。
 - 代表測定単位について、その設定が適切であることが確認出来るように、代表測定単位の場所や形状に対する説明が必要。
 - 放射能濃度の決定について、表面汚染密度から放射能濃度への算出方法について妥当性を示す説明が必要。
 - (2) 中国電力から、今回のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。
6. 提出資料：
資料1 島根 1号炉及び2号炉 低圧タービンの放射能濃度の測定及び評価方法等に関する説明資料

以上